令和２年８月定例会　資料

長浜市教育委員会

令和２年８月長浜市教育委員会定例会　議事日程

令和２年８月１９日（水）　午後１時３０分～
長浜市役所５階　教育委員会室

１．開　会

２．議　事

日程第１　会議録署名委員指名

日程第２　会議録の承認
７月定例会

日程第３　教育長の報告

日程第４　議案審議
議案第34号　令和３年度中学校各教科用図書の採択について
議案第35号　令和３年度中学校特別支援学級各教科用一般図書の採択について
議案第36号　長浜市立学校給食センター規則の一部改正について
議案第37号　長浜市学校給食費の会計処理に関する規則の一部改正について
議案第38号　長浜市学校給食物資納入業者選定要綱の制定について
議案第39号　長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

日程第５　協議・報告事項
（１）長浜市学校給食費の徴収に関する規則の制定について
（２）第３期長浜市教育振興基本計画（素案）について
（３）令和３年度 幼稚園、保育所及び認定こども園の入園入所申込受付について

日程第６　その他

３．閉　会

令和２年９月教育委員会定例会開催予定　９月２４日（木）　午後１時３０分～

議案第３４号

令和３年度中学校各教科用図書の採択について

令和３年度から４年間使用する中学校各教科用図書を、別紙のとおり採択することについて、委員会の議決を求める。

令和２年８月１９日提出

長浜市教育委員会　教育長　板山　英信

別紙

令和３年度中学校各教科用図書（案）

種目	科目	発行者名	書名
国語	国語	光村図書	国語
	書写	東京書籍	新しい書写
社会	地理	帝国書院	社会科　中学生の地理 世界の姿と日本の国土
	地図	帝国書院	中学校社会科地図
	歴史	日本文教出版	中学社会　歴史的分野
	公民	東京書籍	新しい社会　公民
数学	数学	啓林館	未来へひろがる数学
理科	理科	東京書籍	新しい科学
音楽	音楽（一般）	教育芸術社	中学生の音楽
	音楽（器楽）	教育芸術社	中学生の器楽
美術	美術	日本文教出版	美術
保健体育	保健体育	学研教育みらい	中学保健体育
技術・家庭	技術	東京書籍	新しい技術・家庭　技術分野 未来を創る Technology
	家庭	東京書籍	新しい技術・家庭　家庭分野 自立と共生を目指して
外国語	英語	東京書籍	NEW HORIZON
道徳	道徳	東京書籍	新訂　新しい道徳

議案第３５号

令和３年度中学校特別支援学級各教科用一般図書の採択について

令和３年度から４年間使用する中学校特別支援学級各教科の教科用一般図書を別紙のとおり、採択することについて、委員会の議決を求める。

令和２年８月１９日提出

長浜市教育委員会　教育長　板山　英信

令和3年度中学校特別支援学級各教科用一般図書（案）

	中学校		
	1年	2年	3年
国語	検：小4～中1	検：小5～中2	検：小6～中3
	著・国語　☆☆☆☆　～　☆☆☆☆☆		
	78-18 フォーラム 599 できた！がふえる練習帳　ことばと文　小学3年生	78-18 フォーラム 600 できた！がふえる練習帳　言葉と文 小学4年生	
	20-5 同成社 A04 ゆっくり学ぶ子のための　国語4		
		20-7 東洋館 002 くらしに役立つ国語 20-5 同成社 A04 ゆっくり学ぶ子のための　国語5	
書写	検：中1	検：中2・3年	
	84-1 明治図書 501 グレーゾーンの子どもに対応した　作文ワーク初級編 NHK出版 親子で学ぶはじめての書道	84-1 明治図書 511 グレーゾーンの子どもに対応した　作文ワーク中級編	
社会	検：小3・4～中1	検：小5～中2	検：小6～中3
	28-7 福村出版 A05 シリーズ生活を学ぶ5　遠くへ行きたいな 12-2 小学館 575 21世紀こども百科歴史館＜増補版＞ 08-1 くもん出版 657 社会にぐーんと強くなる　小学3年生 64-2　清風堂書店 社会習熟プリント　小学3・4年生	28-7 福村出版 A05 シリーズ生活を学ぶ5　遠くへ行きたいな 12-2 小学館 575 21世紀こども百科歴史館＜増補版＞ 08-1 くもん出版 657 社会にぐーんと強くなる　小学3年生 64-2　清風堂書店 社会習熟プリント　小学3・4年生	28-7 福村出版 A05 シリーズ生活を学ぶ5　遠くへ行きたいな 12-2 小学館 575 21世紀こども百科歴史館＜増補版＞ 08-1 くもん出版 657 社会にぐーんと強くなる　小学3年生 64-2　清風堂書店 社会習熟プリント　小学3・4年生
			12-2　小学館 10才までに知っておきたい世の中まるごとガイドブック　基礎編
地図	検：地図（中学校用）		
	12-2 小学館 576 21世紀こども地図館		
数学	検：小3～中1	検：小4～中2	検：小5～中3
	著：数学　☆☆☆☆　～　☆☆☆☆☆		
	64-2 清風堂書店 算数習熟プリント小学3年生	64-2 清風堂書店 算数習熟プリント小学4年生	20-7 東洋館 003 くらしに役立つ数学
理科	検：小3～中1	検：小4～中2	検：小5～中3
	62-13 新興出版社 504 教科書ぴったりテスト　全教科書版せいかつ1・2ねん下 64-2 清風堂書店 563 理科習熟プリント小学3年生（新指導要領対応版） 08-1 くもん出版 659 理科にぐーんと強くなる　小学3年生 28-8 フレーベル NATURA[ふしぎをためす図鑑しぜんあそび 12-2 小学館 小学館の図鑑NEO　科学の実験	62-13 新興出版社 504 教科書ぴったりテスト　全教科書版せいかつ1・2ねん下 64-2 清風堂書店 563 理科習熟プリント小学3年生（新指導要領対応版） 08-1 くもん出版 659 理科にぐーんと強くなる　小学3年生 28-8 フレーベル NATURAふしぎをためす図鑑しぜんあそび 12-2 小学館 小学館の図鑑NEO　科学の実験	62-13 新興出版社 504 教科書ぴったりテスト　全教科書版せいかつ1・2ねん下 64-2 清風堂書店 563 理科習熟プリント小学3年生（新指導要領対応版） 08-1 くもん出版 659 理科にぐーんと強くなる　小学3年生 28-8 フレーベル NATURAふしぎをためす図鑑しぜんあそび 12-2 小学館 小学館の図鑑NEO　科学の実験

音　楽	音楽	検：中1	検：中2・3
			著・音楽　☆☆☆☆　～　☆☆☆☆☆
		20-2 ドレミ楽譜 501 ピアノとおともだちになる　はじめてのピアノあそび	20-2 ドレミ楽譜 513　簡易ピアノ伴奏による　こどもの歌名曲アルバム
	器楽	検：中学校	
		12-2 小学館 569　ドラえもんの音楽おもしろ攻略　リコーダーがふける	
美術		検：中1	検：中2・3年
		グラフィック アートであそぼ 28-8　フレーベル きょうからアーティスト1　いろんな絵の具で絵をかこう！ 28-8　フレーベル きょうからアーティスト2　空、木、動物　かきわけテクニック！ 28-8　フレーベル きょうからアーティスト3　なんでも使って　アートしよう！ 01-1　あかね書房 はじめての美術鑑賞	グラフィック アートであそぼ 28-8　フレーベル きょうからアーティスト1　いろんな絵の具で絵をかこう！ 28-8　フレーベル きょうからアーティスト2　空、木、動物　かきわけテクニック！ 28-8　フレーベル きょうからアーティスト3　なんでも使って　アートしよう！ 01-1　あかね書房 はじめての美術鑑賞
技術・家庭		検：中学校（技術分野・家庭分野）	
	技術	10-8 合同出版 A01 イラスト版　手のしごと　子どもとマスターする49の生活技術	
	家庭	14-3 全日本手をつなぐ育成会 A08 自立生活ハンドブック8　食（しょく）	
保健体育		検：中学校	
		14-3 全日本手をつなぐ育成会 A04 自立生活ハンドブック4　からだ！！げんき！？ 福村出版 シリーズ　生活を学ぶ⑥　わたしたちのからだ	
英語		検：中1	検：中1～中2	検：中1～中3
		05-3　旺文社 569　小学生のための英語練習帳1　アルファベット・英単語・会話 11-4 三省堂 502 ARで英語が聞ける　はじめてのえいご絵じてん 11-4 三省堂 504 親子ではじめる英会話絵じてん1　らくらくひとこと編CD付 受験研究社 ペンマンシップ　はじめてのABC正しく美しいアルファベットの練習	05-3　旺文社 569　小学生のための英語練習帳1　アルファベット・英単語・会話 11-4 三省堂 502 ARで英語が聞ける　はじめてのえいご絵じてん 11-4 三省堂 504 親子ではじめる英会話絵じてん1　らくらくひとこと編CD付 受験研究社 ペンマンシップ　はじめてのABC正しく美しいアルファベットの練習	05-3　旺文社 569　小学生のための英語練習帳1　アルファベット・英単語・会話 11-4 三省堂 502 ARで英語が聞ける　はじめてのえいご絵じてん 11-4 三省堂 504 親子ではじめる英会話絵じてん1　らくらくひとこと編CD付 受験研究社 ペンマンシップ　はじめてのABC正しく美しいアルファベットの練習
特別の教科道徳		検：小3～中1	検：小4～中2	検：小5～中3
		10-8 合同出版 522 イラスト版気持ちの伝え方　コミュニケーションに自信がつく44のトレーニング	10-8 合同出版 522 イラスト版気持ちの伝え方　コミュニケーションに自信がつく44のトレーニング	10-8 合同出版 522 イラスト版気持ちの伝え方　コミュニケーションに自信がつく44のトレーニング
		66-10 高橋書店 514 こころのふしぎ　なぜ？どうして？	66-10 高橋書店 514 こころのふしぎ　なぜ？どうして？	66-10 高橋書店 514 こころのふしぎ　なぜ？どうして？
		10-8　合同出版 イラスト版　こころのコミュニケーション	10-8　合同出版 イラスト版　こころのコミュニケーション	10-8　合同出版 イラスト版　こころのコミュニケーション
		10-8 合同出版 522 イラスト版子どものマナー　子どもとマスターする49の生活技術3	10-8 合同出版 522 イラスト版子どものマナー　子どもとマスターする49の生活技術3	10-8 合同出版 522 イラスト版子どものマナー　子どもとマスターする49の生活技術3

＊児童生徒の実態に応じ、当該学年以外の教科用図書についても使用することができる。但し、校種を超えて使用することはできない。

＊交流及び共同学習として通常の学級で授業を受ける教科については、当該学年の検定教科書を使用する。

＊拡大教科書の使用が適切な児童生徒については、当該学年の拡大検定教科書を使用する。

（注）　検：文部科学省検定教科書　　著：文部科学省著作教科書

条例・教育委員会規則等の制定･改廃に関する概要説明書

担　　当：すこやか教育推進課
議案番号：第３６号
件　　名：長浜市立学校給食センター規則の一部改正について

第１　提出理由

令和３年４月からの学校給食費公会計実施に係る新たな市規則の公布に伴い、現行の学校給食費の取扱いが適用される範囲（終期）を定めるための改正を行うもの。

第２　要点

学校給食会への委任は令和３年３月分までの学校給食に関する事項に限るとともに学校給食費に関する規定は令和３年３月分の学校給食費までに限るとする旨を規定する。

第３　施行期日

令和２年９月１日から施行する。

議案第３６号

長浜市立学校給食センター規則の一部改正について

長浜市立学校給食センター規則（平成18年長浜市教育委員会規則第22号）の一部を改正する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和２年８月１９日提出

長浜市教育委員会　教育長　板山　英信

長浜市立学校給食センター規則の一部を改正する規則

長浜市立学校給食センター規則（平成18年長浜市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項に次のただし書きを加える。

ただし、令和３年３月分までの学校給食に関する事項に限るものとする。

第１６条に次の１項を加える。

４　前３項の規定は令和３年３月分までの学校給食費に限るものとする。

附　則

この規則は、令和２年９月１日から施行する。

長浜市立学校給食センター規則の一部を改正する規則　【新旧対照表】

新	旧
（業務） 第２条　（略） ２　教育委員会は、学校給食の向上のため、長浜市学校給食会に必要な事項を委任することができる。ただし、令和３年３月分までの学校給食に関する事項に限るものとする。	（業務） 第２条　（略） ２　教育委員会は、学校給食の向上のため、長浜市学校給食会に必要な事項を委任することができる。
（学校給食費） 第16条　学校給食に係る負担金（学校給食に要する経費のうち、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第２項に規定する保護者の負担すべき経費をいう。以下「学校給食費」という。）の額は、長浜市学校給食運営委員会への諮問を経て教育長が定める。 ２　学校給食費は、学校給食を受ける児童生徒及び幼稚園児の保護者その他学校給食を受ける者が納付しなければならない。ただし、別に定める学校給食費補助事業等の適用を受けて、長浜市学校給食会が受領代理を行うときは、保護者に代わって補助金等を収入することができる。 ３　法令等の規定により、国又は地方公共団体が学校給食費の全部又は一部を負担する場合は、保護者の納付すべき学校給食費として負担金を収入することができる。 ４　前３項の規定は令和３年３月分までの学校給食費に限るものとする。	（学校給食費） 第16条　学校給食に係る負担金（学校給食に要する経費のうち、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第２項に規定する保護者の負担すべき経費をいう。以下「学校給食費」という。）の額は、長浜市学校給食運営委員会への諮問を経て教育長が定める。 ２　学校給食費は、学校給食を受ける児童生徒及び幼稚園児の保護者その他学校給食を受ける者が納付しなければならない。ただし、別に定める学校給食費補助事業等の適用を受けて、長浜市学校給食会が受領代理を行うときは、保護者に代わって補助金等を収入することができる。 ３　法令等の規定により、国又は地方公共団体が学校給食費の全部又は一部を負担する場合は、保護者の納付すべき学校給食費として負担金を収入することができる。

条例・教育委員会規則等の制定･改廃に関する概要説明書

担　　当：すこやか教育推進課
議案番号：第３７号
件　　名：長浜市学校給食費の会計処理に関する規則の一部改正について

第１　提出理由

令和３年４月からの学校給食費公会計実施に係る新たな市規則の公布に伴い、長浜市学校給食会が行う学校給食費の会計処理の範囲（終期）を定めるための改正を行うもの。

第２　要点

長浜市学校給食会が行う学校給食費の会計処理は、令和３年３月分までの学校給食費に限るとする旨を規定する。

第３　施行期日

令和２年９月１日から施行する。

議案第３７号

長浜市学校給食費の会計処理に関する規則の一部改正について

長浜市学校給食費の会計処理に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第39号）の一部を改正する規則を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和２年８月１９日提出

長浜市教育委員会　教育長　板山　英信

長浜市学校給食費の会計処理に関する規則の一部を改正する規則

長浜市学校給食費の会計処理に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

第３条に次のただし書きを加える。

ただし、令和３年３月分までの学校給食費に限るものとする。

附　則

この規則は、令和２年９月１日から施行する。

長浜市学校給食費の会計処理に関する規則の一部を改正する規則　【新旧対照表】

新	旧
（学校給食費会計） 第３条　学校給食費会計は、長浜市学校給食会が行うものとする。ただし、令和３年３月分までの学校給食費に限るものとする。	（学校給食費会計） 第３条　学校給食費会計は、長浜市学校給食会が行うものとする。

条例・教育委員会規則等の制定･改廃に関する概要説明書

担　　当：すこやか教育推進課
議案番号：第３８号
件　　名：長浜市学校給食物資納入業者選定要綱の制定について

第１　提出理由

現在、長浜市学校給食会で実施の学校給食物資納入業者登録について、令和３年４月からの学校給食費公会計実施に伴い市で実施することとなるため、必要な事項を定めるもの。

第２　要点

学校給食物資納入業者は、長浜市物品調達競争入札参加有資格者名簿に登録のある業者のうち、条件を満たした者を選定することとして、当該選定に係る事務処理等を定める。

第３　施行期日

令和３年４月１日

ただし、令和３年度に向けた事務手続等を事前に行う必要があるため、告示は令和２年９月１日とする。

議案第３８号

長浜市学校給食物資納入業者選定要綱の制定について

長浜市学校給食物資納入業者選定要綱を次のように制定することについて、委員会の議決を求める。

令和２年８月１９日提出

長浜市教育委員会　教育長　板山　英信

長浜市学校給食物資納入業者選定要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、学校給食物資納入業者（以下「納入業者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　この要綱による選定の対象は、長浜市物品調達競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されており、学校給食物資（以下「物資」という。）の対象となる取扱品目を入札参加希望種目として申請している者とする。

（基準）

第３条　納入業者の選定基準は、次のとおりとする。

(1) 学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する法律及びその他関連法令等を遵守していること。

(2) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。

(3) 食品衛生法に基づく営業許可の必要な業種においては、有資格者名簿への登録審査申請時又は登録後に提出された保健所の食品衛生監視票の採点結果が原則として８０点以上であること。

(4) 本市が求める学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。

（事務）

第４条　納入業者の選定に関する事務は、有資格者名簿の調製又は更新の都度、すこやか教育推進課において処理する。

２　選定にあたっては、前条の選定基準を満たした者に対し、物資の納入を希望する学校給食センターを確認する。
３　選定をしたときは、当該業者へ通知するとともに、納入業者名簿を調製又は更新する。
（選定の有効期限等）
第５条　選定の有効期限は、有資格者名簿における入札参加資格の有効期限までとする。
２　納入業者が、長浜市入札参加停止基準要綱（平成24年長浜市告示第213号）に基づく入札参加停止等の措置を受けた場合は、物資の調達においても同様の措置がされたものとする。
（物資の調達）
第６条　物資は、調達の都度、最新の納入業者名簿に掲載されている者から調達するものとする。
２　毎年度４月分及び５月分の物資については、前年度に納入業者として選定されている者から調達することができる。
（補則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
（準備行為）
２　納入業者の選定について必要な事務手続等は、この要綱の施行日前においても行うことができる。
（経過措置）
３　この要綱の施行日の前日において、長浜市学校給食会学校給食物資納入業者に登録されている者は、令和３年度に限り、第６条第２項に規定する前年度に納入業者として選定されている者とみなす。

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担　　当：教育総務課
議案番号：第３９号
件　　名：長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

第１　提出理由

職務専念義務免除に係る運用の見直しにより長浜市事務決裁規程を改正されることから、長浜市教育委員会事務処理規程についても、同様の取り扱いとなるよう改正を行うもの。

第２　要点

１　職務専念義務の免除の承認、派遣研修、年次有給休暇の承認及び出張命令に関係する手続きについて、決裁区分を変更し、人事考課の手続きについて削除する。

第３　施行期日

令和２年９月１日から施行する。

議案第３９号

長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

長浜市教育委員会事務処理規程（平成23年長浜市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正することについて、委員会の議決を求める。

令和２年８月１９日提出

長浜市教育委員会　教育長　板山　英信

長浜市教育委員会事務処理規程（平成23年長浜市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１の（１）共通事項における職務権限の表(12)　所掌事務に係る組織及び所属職員の服務に関すること。の部を次のように改める。

(12)　所掌事務に係る組織及び所属職員の服務に関すること。	1　所管部門の組織の変更及び所管部門の各職位（課長以上とする。）の職務権限の変更についての意見具申		○				
	2　所管部門のグループ編成及び事務分掌の決定			○		行政経営改革課長 部局庶務担当課長	
	3　所掌事務に係る専決権の分与						
	（1）　教育部長の専決事項	○				行政経営改革課長	

	（２）　課長の専決事項		○			行政経営改革課長	
	4　国若しくは他の地方公共団体の機関の委員又は団体の役員の推薦及び就任の承認	重要	軽易			総務部長 人事課長	
	5　職務に専念する義務の免除の承認						
	（１）　教育部長	○					
	（２）　次長		○				
	（３）　課長		○				次長が配置されている場合は次長
	（４）　参事及び課長代理以下の職員			○			
	6　所属職員の職場研修計画の決定及び実施			○			
	7　派遣研修（人事課所管の派遣研修を除く。）						
	（１）　教育部	○					

	長						
	（2） 次長		○				
	（3） 課長		○				次長が配置されている場合は次長
	（4） 参事及び課長代理以下の職員			○			
	8 資格取得に係る講習等への参加の決定（対象となる講習等について、業務担当主管課のないものに参加する場合を除く。）			○			
	9 職員の表彰、褒章等に係る推薦及び内申	○					
	10 身分証等の交付の決定			重要	軽易		
	11 年次有給休暇の承認						
	（1） 教育部長	○					
	（2） 次長		○				

	（3） 課長		○				次長が配置されている場合は次長
	（4） 参事及び課長代理以下の職員			○			
	12 所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令			○			
	13 所属職員の勤務時間及び休憩時間の割振り		○			人事課長	
	14 出張の命令及び依頼並びにその復命の受理						
	（1） 教育部長	○					
	（2） 次長		○				
	（3） 課長		○				次長が配置されている場合は次長
	（4） 参事及び課長代理以下の職員			○			

附　則

この規程は、令和２年９月１日から施行する。

長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正【新旧対照表】

新

別表第1（第5条、第5条の2、第6条、第6条の2関係）

（1）共通事務における職務権限

事務分掌	項目	決裁者				合議先	備考
		教育長	教育部長	課長	係長		
(12) 所掌事務に係る組織及び所属職員の服務に関すること。	1 所管部門の組織の変更及び所管部門の各職位（課長以上とする。）の職務権限の変更についての意見具申		○				
	2 所管部門のグループ編成及び事務分掌の決定			○		行政経営改革課長 部局庶務担当課長	
	3 所掌事務に係る専決権の分与						

旧

別表第1（第5条、第5条の2、第6条、第6条の2関係）

（1）共通事務における職務権限

事務分掌	項目	決裁者				合議先	備考
		教育長	教育部長	課長	係長		
(12) 所掌事務に係る組織及び所属職員の服務に関すること。	1 所管部門の組織の変更及び所管部門の各職位（課長以上とする。）の職務権限の変更についての意見具申		○				
	2 所管部門のグループ編成及び事務分掌の決定			○		行政経営改革課長 部局庶務担当課長	
	3 所掌事務に係る専決権の分与						

新

	（1） 教育部長の専決事項	○				行政経営改革課長	
	（2） 課長の専決事項		○			行政経営改革課長	
	4 国若しくは他の地方公共団体の機関の委員又は団体の役員の推薦及び就任の承認	重要	軽易			総務部長 人事課長	
	5 職務に専念する義務の免除の承認						
	（1） 教育部長	○					
	（2） 次長		○				
	（3） 課長		○				次長が配置されてい

旧

	（1） 教育部長の専決事項	○				行政経営改革課長	
	（2） 課長の専決事項		○			行政経営改革課長	
	4 国若しくは他の地方公共団体の機関の委員又は団体の役員の推薦及び就任の承認	重要	軽易			総務部長 人事課長	
	5 職務に専念する義務の免除の承認	○				総務部長	
	6 人事考課						
	（1） 教育部長	○					
	（2） 理事及び課長		○				

新							
							る場合は次長
	(4) 参事及び課長代理以下の職員			○			
	6 所属職員の職場研修計画の決定及び実施			○			
	7 派遣研修（人事課所管の派遣研修を除く。）						
	(1) 教育部長	○					
	(2) 次長		○				
	(3) 課長		○				次長が配置されている場合は次長

旧							
	(3) 参事以下の職員			○			
	7 所属職員の職場研修計画の決定及び実施			○			
	8 派遣研修（人事課所管の派遣研修を除く。）						
	(1) 教育部長	○					
	(2) 理事及び課長		○				
	(3) 参事以下の職員			○			
	9 資格取得に係る講習等への参加の決定（対象		○				

新							
	(4) 参事及び課長代理以下の職員			○			
	8 資格取得に係る講習等への参加の決定（対象となる講習等について、業務担当主管課のないものに参加する場合を除く。）			○			
	9 職員の表彰、褒章等に係る推薦及び内申	○					
	10 身分証等の交付の決定			重要	軽易		
	11 年次有給休暇の承認						

旧							
	となる講習等について、業務担当主管課のないものに参加する場合を除く。）						
	10 職員の表彰、褒章等に係る推薦及び内申	○					
	11 身分証等の交付の決定			重要	軽易		
	12 年次休暇の承認						
	(1) 教育部長	○					
	(2) 理事及び課長		○				
	(3) 参事以下の職員			○			

新							
	(1) 教育部長	○					
	(2) 次長		○				
	(3) 課長		○				次長が配置されている場合は次長
	(4) 参事及び課長代理以下の職員			○			
	12 所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令			○			
	13 所属職員の勤務時間及び休憩時間の割振り		○			人事課長	
	14 出張の命令及び依頼並びにその復命の受理						

旧							
	13 所属職員の時間外勤務及び休日勤務の命令			○			
	14 所属職員の勤務時間及び休憩時間の割振り		○			人事課長	
	15 出張の命令及び依頼並びにその復命の受理						
	(1) 教育部長	○					
	(2) 理事及び課長		○				
	(3) 参事以下の職員			○			

新							
	(1) 教育部長	○					
	(2) 次長		○				
	(3) 課長		○				次長が配置されている場合は次長
	(4) 参事及び課長代理以下の職員			○			

旧

長浜市規則等の制定･改廃に関する概要説明書

担　　当：すこやか教育推進課
件　　名：長浜市学校給食費の徴収に関する規則の制定について

第１　制定理由

令和３年４月からの学校給食費公会計実施に伴い、市が学校給食費を徴収するために必要な事項を定めるもの。

第２　要点

１　徴収対象者、給食費の額（現状と同じ月額）
２　転出入や病気等による欠食時の日割計算、牛乳欠食等の減免
３　納付方法、納付期限等
４　督促、遅延損害金（学校給食費は私債権のため、延滞金ではなく民法に基づく遅延損害金が徴収可能）

第３　施行期日等

令和３年４月１日から施行する。（公布日は令和２年９月１日）

長浜市学校給食費の徴収に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第１１条第２項に規定する学校給食費（以下「給食費」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給食費の徴収対象者）

第２条　市長は、次に掲げる者（以下「納付義務者」という。）から給食費を徴収する。

(1) 学校給食の提供を受ける児童等（長浜市立学校の設置等に関する条例（平成18年長浜市条例第184号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）に在籍する児童、生徒及び園児をいう。）の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１６条に規定する保護者をいう。）

(2) 学校給食の提供を受ける学校等の職員及び長浜市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）の職員

(3) 前２号に掲げるもののほか、学校給食の提供を受ける者

（給食費の額）

第３条　給食費の額は、別表のとおりとする。

２　市長は、給食費の額を改定しようとするときは、長浜市教育委員会の意見を聴いて、これを決定するものとする。

（給食費の日割計算）

第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、給食費の額を日割計算により算定することができる。

(1) 月の途中における転出入等により給食を受ける日数があらかじめ限られている場合

(2) 病気、事故その他の理由により喫食日の３日前（学校給食センターの休業日を除く。）までに学校給食停止の申出があったときで、連続して５日以上欠食した場合

(3) 前２号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めた場合

２　日割計算に用いる給食費の日額は、前条第１項に規定するそれぞれの月額に１１を乗じ、当該年度の年間給食予定日数で除して得た額とする。この場合において、１０円未満の端数は切り上げるものとする。

３　日割計算による給食費の額は、原則として月額を限度とし、前項の日額に各月の喫食数を乗じて算定した額とする。

（給食費の減免）

第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、給食費を減額し、又は免除することができる。

(1) 学校給食の提供を受ける者が医師の診断等に基づき継続して牛乳の提供を停止され、牛乳を飲用しなかった場合

(2) 天災その他特別の事由により市長が必要と認める場合

（給食費の納付）

第６条　納付義務者は給食費を口座振替により納付するものとする。ただし、口座振替の方法によることができないときは、納付書その他の方法によることができる。

２　給食費の納期限は、学校給食の提供を受けた月の翌月の２８日（４月に提供を受けた学校給食に係る給食費にあっては、翌々月の２８日）とする。ただし、その日が休日等

（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日をいう。以下同じ。）に該当するときは、その日後最初の休日等でない日とする。

3　市長は、前項に規定する納期限により難いと認めるときは、別に納期限を定めることができる。

（過誤納金の還付等）

第７条　市長は、過誤納に係る給食費（以下「過誤納金」という。）があるときは、当該過誤納金を還付するものとする。

2　前項の規定により過誤納金を還付する場合において、その還付を受けるべき納付義務者に未納の給食費があるときは、過誤納金をその給食費に充当することができる。

3　前２項の規定により過誤納金の還付を決定又は充当をしたときは、その旨を書面により当該納付義務者に通知するものとする。

4　過誤納金の還付の通知を受けた納付義務者は、過誤納金の還付を請求しなければならない。ただし、過誤納金の還付の通知に係る金額が１０万円に満たない金額で口座振替払を申し出た納付義務者は、この限りでない。

（督促）

第８条　市長は、第６条に規定する納期限までに納付がなかった場合、納付義務者に対して督促を行うものとする。

（給食費の遅延損害金）

第９条　市長は、納付義務者が納期限までに納付しないときは、民法（明治29年法律第89号）第４０４条及び第４１９条第１項の規定により、その給食費の額に、法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収することができる。

2　前項の遅延損害金の額の算定においては、長浜市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年条例第75号）第５条の規定を準用する。この場合において、同条中「延滞金」とあるのは、「遅延損害金」と読み替えるものとする。

（補則）

第１０条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（準備行為）

2　給食費の徴収について必要な事務手続等は、この規則の施行日前においても行うことができる。

別表（第３条関係）

区分	１人当たり月額
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者	４，０００円
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	４，４００円
幼稚園園児及び当該園児と同様の学校給食の提供を受ける者	３，４００円

第３期長浜市教育振興基本計画（素案）について

１．計画の概要

第２期計画は、今年度で計画期間５年が経過することから、計画の見直しを行い、近年の社会情勢や教育環境等の変化により生じた新たな課題等に対応していくため、「第３期長浜市教育振興基本計画」を策定する。

２．計画の期間

令和３年度から令和７年度までの５年間。

３．策定に向けた検討状況

計画の内容について協議、検討を行うため、学識経験者や社会教育関係、学校教育関係、保護者や地域の代表者など１０人から構成される「長浜市教育振興基本計画策定委員会」をはじめ、関係課で組織する「庁内職員ワーキングチーム」を設置して協議を進めてきた。

第３期計画では、客観的な指標での成果の把握や取り組みの検証ができるよう数値目標を設定することとした。

４．検討経過

令和元年	１０月２３日	教育委員会１０月定例会	着手報告
	１１月　１日	庁議	着手報告
	１２月２３日	第１回ワーキングチーム会議	協議
令和２年	１月２４日	第１回策定委員会	諮問・協議
	３月　４日	第２回ワーキングチーム会議	協議
	１６日	第２回策定委員会	協議
	４月２２日	第３回ワーキングチーム会議	協議（書面会議）
	６月　３日	第４回ワーキングチーム会議	協議
	１６日	第３回策定委員会	協議
	７月２２日	第４回策定委員会	協議・素案決定
	８月　７日	全庁意見照会	

５．今後の予定

令和２年	９月	市議会（総務教育常任委員会）	報告
	９月	パブリックコメントの実施（～３０日間）	
	１１月	第５回ワーキングチーム会議	協議
	１２月	第５回策定委員会	協議・答申
		教育委員会１２月定例会	計画案として同意
		庁議	計画策定の報告
令和３年	１月	市議会（総務教育常任委員会）	計画策定の報告
		策定完了	

第3期長浜市教育振興基本計画体系図

教育大綱	教育振興基本計画		
		施策の基本的方向	具体的な施策
基本方針	基本目標1	1 生きる力の基礎を培う就学前教育の充実	(1)特色ある教育・保育の実践 (2)主体的な学びを育む教育・保育の充実 (3)一人ひとりの特性に応じた支援体制の充実 (4)言葉の力の基礎の育成 (5)就学前教育から小学校教育への円滑な接続の推進
	基本目標2	2 一人ひとりを大切にする教育の推進	(6)きめ細かな指導の充実と学習方法の工夫改善 (7)いじめ防止対策の総合的な推進 (8)特別支援教育の推進 (9)多様な学びの場を求める子どもや保護者の支援 (10)日本語指導が必要な児童生徒への支援
		3 確かな学力の育成	(11)各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施 (12)言葉の力の育成 (13)英語教育の推進 (14)理科教育の推進 (15)教育の情報化の推進
		4 豊かな心の育成	(16)キャリア教育の推進による自立心の涵養 (17)道徳教育・人権教育の推進 (18)地域学習や文化芸術活動などの体験活動を通した豊かな感性の醸成 (19)グローバルな視点での教育活動の推進 (20)情報モラル教育の推進
		5 健やかな体の育成	(21)体力の向上と健康の保持増進 (22)食育の推進
	基本目標3	6 学校・家庭・地域による教育環境づくり	(23)「長浜子どものちかい」「長浜子育て憲章」の推進 (24)学校運営協議会の推進 (25)子どもの安全を見守る体制づくりの推進 (26)児童虐待の早期発見と支援の充実
		7 子育て支援体制の充実	(27)保育サービスの充実 (28)ひとり親家庭への支援 (29)放課後児童クラブの充実
		8 人権尊重の社会づくりの推進	(30)人権学習・啓発等の推進 (31)男女共同参画に関する学習機会・啓発等の推進
	基本目標4	9 地域の伝統・歴史・文化の継承	(32)文化財の調査と保護の推進 (33)歴史文化の継承 (34)歴史文化の活用と情報発信
	基本目標5	10 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	(35)誰もが学べる場の提供 (36)多様な学びの機会の提供 (37)学びを深める人づくりの支援 (38)学びのための情報発信 (39)図書館サービスの充実 (40)図書館を情報拠点とした市民の学習活動の支援 (41)子どもの読書活動の推進
		11 文化・芸術の創造と振興	(42)文化芸術の鑑賞の充実と創作・発表・交流活動への支援 (43)文化施設の活用と文化芸術団体との連携・協力
		12 スポーツ活動の推進	(44)「する」スポーツの推進 (45)「みる」スポーツの推進 (46)「支える」スポーツの推進
	基本目標6	13 質の高い教育のための環境整備	(47)誰もが安心して学べる学校・園施設等の整備 (48)就学援助による経済的支援 (49)教職員研修の充実 (50)教職員の働き方改革の推進 (51)学校適正配置の協議・取組を推進

令和３年度 幼稚園、保育所及び認定こども園の入園入所申込受付について

教育委員会事務局　幼児課

令和３年度「幼稚園」・「保育所」・「認定こども園」入園（入所）申込要項

■Ⅰ 児童の年齢について

[5 歳児]　平成 27 年(2015 年)4 月 2 日生まれ ～ 平成 28 年(2016 年)4 月 1 日生まれ
[4 歳児]　平成 28 年(2016 年)4 月 2 日生まれ ～ 平成 29 年(2017 年)4 月 1 日生まれ
[3 歳児]　平成 29 年(2017 年)4 月 2 日生まれ ～ 平成 30 年(2018 年)4 月 1 日生まれ
[2 歳児]　平成 30 年(2018 年)4 月 2 日生まれ ～ 平成 31 年(2019 年)4 月 1 日生まれ
[1 歳児]　平成 31 年(2019 年)4 月 2 日生まれ ～ 令和 2 年(2020 年)4 月 1 日生まれ
[0 歳児]　令和 2 年(2020 年)4 月 2 日生まれ ～

■Ⅱ 幼稚園、保育所、認定こども園の名称等について

別紙一覧表のとおり

■Ⅲ 入園（入所）関係書類の配布について

1 配布開始日及び配布場所

配布開始日	令和 2 年 9 月 4 日（金）
配布場所	各幼稚園・保育所・認定こども園、教育委員会事務局幼児課、北部振興局福祉生活課 ※市ホームページにも掲載する。 ※各幼稚園では、「保育の必要性がわかる書類」の配布はしない。

2 配布方法

保護者等が上記配布場所いずれかにて関係書類を受け取るか市ホームページからダウンロードする。

■Ⅳ 幼稚園及び認定こども園（短時部）の入園申込みについて

1 入園できる児童

長浜市内在住者の子で、3 歳児から 5 歳児までの者とする。

2 入園申込受付期間及び受付場所

受付期間	令和 2 年 10 月 6 日（火）～10 月 16 日（金）の平日
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※10 月 16 日（金）の最終日は、午後 4 時 30 分まで
受付場所	各幼稚園・認定こども園

3 申込方法

保護者が申込関係書類を作成し、園（市立は通園区の園、私立は入園希望園）に提出する。

■Ⅴ 保育所及び認定こども園（長時部）の入所申込みについて

1 入所できる児童

長浜市内在住者の子で、保護者等が就労、病気、出産、看護等のため家庭での保育が困難な0歳児から5歳児までの者とする。ただし、保育年齢は園により異なる。

2 入所申込受付期間及び受付場所

<table>
<tr><td>受付期間</td><td colspan="3">令和2年10月6日（火）～10月16日（金）の平日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">受付時間
及び
受付場所</td><td>各保育所・
認定こども園</td><td colspan="2">午前8時30分～午後5時15分
※10月16日（金）の最終日は、午後4時30分まで</td></tr>
<tr><td>市役所本庁
5階幼児課</td><td>月曜日～金曜日</td><td>午前8時30分～午後5時15分</td></tr>
<tr><td>北部振興局
福祉生活課</td><td>月曜日～金曜日</td><td>午前8時30分～午後5時15分</td></tr>
</table>

3 申込方法

保護者が申込関係書類を作成し、入所を希望する園に提出する。

入所を希望する園に提出できないときは、市役所本庁5階幼児課もしくは北部振興局福祉生活課へ提出する、または郵便（簡易書留）にて市役所幼児課宛てに送付する（受付期間内必着）。

		園名（申込先）	所在地	電話
【幼稚園】	市立	長浜幼稚園	朝日町5番14号	62-0089
		長浜北幼稚園	三ツ矢元町19番24号	62-0861
		長浜西幼稚園	相撲町604番地6	62-3000
		わかば幼稚園	八幡東町520番地1	62-3495
		神照幼稚園	新庄寺町480番地	63-0584
		南郷里幼稚園	新栄町626番地	63-3723
		北郷里幼稚園	春近町196番地1	62-1498
		湖北幼稚園	湖北町速水909番地2	78-2003

		園名（申込先）	所在地	電話
【保育所】	市立	北保育園	神照町596番地	62-7038
		さくらんぼ保育園	西上坂町1158番地	63-2755
		一麦保育園	湖北町山本3089番地	79-1134
	私立	長浜梅香保育園	三ツ矢元町17番25号	63-7872
		長浜梅香乳児保育園	三ツ矢元町24番3号	68-3088
		長浜愛児園	八幡東町562番地	63-4650
		ほいくえんももの家	大戌亥町1260番地	64-3500
		チャイルドハウス	田村町1606番地	64-4822
		ひよこ乳児保育園	小堀町66番地1	63-8892
		しらやま保育園	加納町990番地	63-9880
		長浜学舎	新庄中町207番地	62-2008
		速水保育園	湖北町速水2277番地	78-0075

		園名（申込先）	所在地	電話
【認定こども園（短時部・長時部）】	市立	六荘認定こども園	勝町491番地	62-7036
		あざい認定こども園	大依町1232番地	74-8488
		びわ認定こども園	八木浜町26番地1	72-2150
		とらひめ認定こども園	五村371番地1	73-8081
		たかつき認定こども園	高月町東柳野15番地1	85-8600
		きのもと認定こども園	木之本町木之本698番地2	82-8600
		よご認定こども園	余呉町東野363番地	86-2345
		にしあざい認定こども園	西浅井町塩津中2066番地	88-8111
		長浜南認定こども園	加田町2727番地	63-1913
	私立	カトリック長浜こども園	南高田町47番地	62-1499
		レイモンド長浜南こども園	高橋町84番地	53-3450
		レイモンド長浜こども園	南小足町324番地3	68-2480
		小谷こども園	小谷丁野町2481番地1	78-2006